

こども・子育て政策の推進について

1 国の動向

近年、我が国の少子化は予測よりも早いペースで進んでおり、深刻さを増していることから、国においては、様々なこども・子育て政策を推進するため、令和5年4月1日、こどもまんなか社会を目指して、少子化やこどもの福祉に関する事案を一元的に行うこども家庭庁を発足させました。また、同年6月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針においては、少子化は日本が直面する最大の危機であり、2030年代に入るまでが急速な少子化・人口減少の状況を反転できるかどうかの重要な分岐点であることなどが示され、さらに、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」及び「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を加速化プランとして今後3年間の集中的な取組に位置付け、その予算規模は、現時点ではおおむね年間3兆円程度となるが、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として年間3兆円半ばの充実を図るとしています。

今後、こども未来戦略会議において、年内を目途にこども未来戦略が策定されるほか、加速化プランの財源確保の方策の1つである支援金制度についても結論が出されることとなっています。

2 本市のこども・子育て政策の推進

(1) 津市人口減少対策会議の設置

人口減少を踏まえ、本市においても新たなフェーズでの取組が必要と判断したことから、令和4年5月、津市人口減少対策会議を設置し、国におけるこども・子育て政策の動向を注視するとともに、国が取り組まない領域における出生率や都市の魅力の向上に向けた本市独自の新たな施策について協議・検討を重ねています。

(2) 本市におけるこども・子育て政策

ア これまでの取組

本市では平成29年12月に策定した津市総合計画第2次基本計画に基づき、ハード面においては公立認定こども園や放課後児童クラブの整

備、小・中学校の大規模改修やエアコン設置などこどもに係る環境整備を行っており、また、ソフト面においては妊産婦やこどもの健康を守るため、県内唯一の事業である妊産婦医療費助成の実施、中学生までの子ども医療費の無料化、未就学児の窓口無料化等に取り組んでいます。

イ 直近の取組

本市ではこうした取組に加え、国の動向を踏まえた新たなこども・子育て政策の第一弾として、保育施設における使用済み紙おむつ回収処分事業及び保育士・幼稚園教諭等就労開始応援事業の実施に係る補正予算案を令和５年第２回津市議会定例会に提出し、令和５年７月３日に議決されたことから、同月４日から使用済み紙おむつ回収処分事業をスタートさせ、保育士・幼稚園教諭等就労開始応援事業についても令和６年４月からの実施に向けて取り組んでいます。

３ 本市のこども・子育て政策の充実強化計画

本市におけるこども・子育て政策を一層充実させ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実現するため、新たなこども・子育て政策の第二弾として、まずは次の４事業を計画しています。

なお、４事業における拡充及び事業開始後の年間の影響額（増加見込額）の試算については、１－参考２のとおりです。

(1) こどもの医療費の助成の拡充

ア 内容

保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、三重県補助金を活用して子ども医療費助成などの福祉医療費助成事業を実施してきたところ、かねてより少子化の進行を背景とした子育て支援の充実の必要性から、受診時に支払う医療費の自己負担分を後日払い戻す償還払により助成してきた子ども医療費について、助成対象を平成２８年９月から中学生まで拡大しました。また、平成３０年９月からは、未就学児の医療費については、受診時に医療機関等で支払う必要のない窓口無料とするなど、本市独自にこどもに係る医療費助成の拡充に取り組んできました。

こどもを生み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができるよう、この取組を更に進め、令和６年９月から受給資格に係る所得制限を撤廃することで、所得の状況に関わらず中学生までの全てのこどもを対象に、医療費の自己負担分の全額を窓口無料とします。

イ 拡充に伴う影響

受給資格に係る所得制限の撤廃により約 3, 800 人のこどもが新たに対象となる見込みであり、その結果、対象者の総数は約 3 万 4, 000 人となり、医療費の窓口無料化に伴う医療費助成額に加え、事務手数料などの必要経費の歳出に対し、国民健康保険制度における国庫負担金等の減額調整措置による歳入への影響を加味して令和 5 年度当初予算額をベースに試算したところ、新たに年間約 1 億 9, 500 万円の財源を確保する必要があります。

(2) 妊産婦医療費の助成の拡充

ア 内容

妊産婦の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、昭和 48 年 9 月から県内で唯一、妊娠 5 か月以上出産翌月末日までの妊産婦を対象に、本人負担額（1, 500 円）を控除した医療費について償還払により助成してきました。

妊産婦の経済的な負担軽減を図り、安心してこどもを生み育てることができるよう、この取組を更に進め、令和 6 年 9 月から受給資格に係る所得制限を撤廃することで、所得の状況に関わらず妊娠 5 か月以上出産翌月末日までの全ての妊産婦を対象に、本人負担を求めず医療費の自己負担分の全額を窓口無料とします。

イ 拡充に伴う影響

受給資格に係る所得制限の撤廃により約 250 人の妊産婦が新たに対象となる見込みであり、その結果、対象者の総数は約 1, 700 人となり、医療費の窓口無料化に伴う医療費助成額に加え、事務手数料などの必要経費の歳出に対し、国民健康保険制度における国庫負担金等の減額調整措置による歳入への影響を加味して令和 5 年度当初予算額をベースに試算したところ、新たに年間約 3, 200 万円の財源を確保する必要があります。

(3) 妊婦無料歯科健康診査の開始

ア 内容

妊婦が歯周病に罹患すると、低体重児の出産及び早産のリスクが高まることが指摘されていることから、本市ではあらゆる機会を通じて口腔衛生の重要性について説明し、妊婦に歯科健康診査の受診を勧めていますが、本市が実施した調査によると、妊婦の歯科健康診査の受診率は、令和 3 年度は約 53%、令和 4 年度は約 54%という結果にとどまって

います。

このことを踏まえ、妊婦の良好な口腔衛生の保持並びに低体重児の出産及び早産のリスク低減を目的として、令和6年9月から妊婦を対象に、市内協力歯科医療機関において歯科及び口腔の診察並びに保健指導を無料で実施します。

なお、市外・県外歯科医療機関等で受診した場合には申請により償還払を行います。

イ 開始に伴う影響

1年間の対象者見込数を約1,580人と想定し、当該事業に係る年間の事業費は約530万円になると見込んでいます。

(4) 1か月児無料健康診査の開始

ア 内容

1か月児健康診査は、出生した病院、医院等において小児科医、産科医等によって実施されており、母子の健康状態や退院後の経過、こどもの発達・発育の異常や病気の有無等を確認するとともに、保護者が安心して育児を行えるようにするための助言や指導を行う重要な機会となっています。

このことを踏まえ、こどもの健康を守り、子育てしやすい更なる環境整備を目的として、令和6年1月から、同月1日以降に出生した生後1か月から2か月未満までの乳児を対象に、市内協力医療機関において身体計測、診察及び成長発達の確認を無料で実施します。

なお、市外・県外医療機関等で受診した場合には申請により償還払を行います。

イ 開始に伴う影響

1年間の対象者見込数を約1,710人と想定し、当該事業に係る年間の事業費は約740万円になると見込んでいます。

4 こども基金の創設

(1) 内容

本市のこども・子育て政策を継続的に推進するためには、将来にわたり安定的な財源を確保する必要があることから、ボートレース事業で得られる収益金（以下「ボートレース収益金」といいます。）を活用し、（仮称）津市こども基金（以下「こども基金」といいます。）の創設を計画しています。

(2) 積立規模

国のこども未来戦略方針では、今後３年間を加速化プランの集中取組期間と位置付け、児童手当の拡充による若者世代の所得の向上、出産費用の保険適用の導入、保育所等の保育士配置基準の改善及び男性の育児休業の取得促進等に集中的に取り組むこととしています。

本市においても国が実施する事業を踏まえつつ、地域特性に合わせた本市独自の事業を集中的かつ速やかに進めるため、まずは、令和６年度から３年間の財源として２０億円をこども基金へ積み立てます。令和５年度中におけるモーターボート競走事業会計から一般会計への追加繰出金をもとにこども基金を造成することとし、令和５年度の追加繰出可能額が２０億円に満たなかった場合は、令和６年度以降に基金に積み増すこととします。

その後については、国の制度変更などのこども・子育て政策の状況変化やボートレース収益金の状況を踏まえて検討します。

(3) 使途

医療費等の経済的な心配や育児への不安を軽減し、安心して妊娠・出産し、子育てしやすい環境を整備することを目的として、こども・子育て政策の充実強化計画に位置付けた４事業（約１６億円を想定）に充当します。また、国の支援が届かない事業で、かつ、子育てに関わる世帯が直接その恩恵を受けることができ、令和６年度以降に本市が独自に新設・拡充する事業にも活用します。

なお、こどもの医療費の助成額の一部は、まちづくり振興基金が充当されているため、まちづくり振興基金の活用が可能なうちは当該基金の充当を継続し、その後、こども基金の活用を開始することとします。また、毎年度の当初予算編成時に基金残高及び活用事業を公表し、基金の見える化を図ります。

４事業の事業費及びこども基金等充当見込額（試算）

（単位：千円）

区 分		令和６年度	令和７年度	令和８年度	合 計
(1) こどもの医療費の助成の拡充 （国民健康保険事業特別会計への影響額を除く）		974,583	1,070,335	1,069,144	3,114,062
(2) 妊産婦医療費の助成の拡充 （国民健康保険事業特別会計への影響額を除く）		60,039	78,139	79,285	217,463
(3) 妊婦無料歯科健康診査		5,492	5,079	4,961	15,532
(4) １か月児無料健康診査		7,390	7,147	6,950	21,487
合 計		1,047,504	1,160,700	1,160,340	3,368,544
三重県補助金(こどもの医療費分)		370,525	402,036	400,317	1,172,878
(1)～(4)に必要な一般財源		676,979	758,664	760,023	2,195,666
うち基金等 充当見込額	まちづくり振興基金	233,533	266,263	94,400	594,196
	こども基金	443,446	492,401	665,623	1,601,470

5 今後の対応

こども・子育て政策の充実強化計画に位置付けた4事業及びこども基金のスケジュール（予定）は、1－参考3のとおりです。

4事業における拡充及び事業開始後の年間の影響額(増加見込額)の試算

1 こどもの医療費の助成の拡充

【事業内容】
所得制限の限度額以上の場合を除き、中学生までの医療費の自己負担分を全額助成
口無料

所得制限の限度額別の対象者		給付方法 ^{注1}	国の減額調整措置 ^{注2}	財源の割合	
				県	市
未就学児	限度額未満	窓口無料	対象外	1/2	1/2
	限度額以上	実費負担	対象外	0	0
小学生	限度額未満	償還払	-	1/2	1/2
	限度額以上	実費負担	-	0	0
中学生	限度額未満	償還払	-	0	10/10
	限度額以上	実費負担	-	0	0

【事業内容】
所得制限を撤廃し、中学生までの全ての子どもを対象に、医療費の自己負担分の全額を窓口無料

所得制限の限度額別の対象者		給付方法 ^{注1}	国の減額調整措置 ^{注2}	財源の割合	
				県	市
未就学児	限度額未満	窓口無料	対象外	1/2	1/2
	限度額以上	窓口無料	対象外	0	10/10
小学生	限度額未満	窓口無料	対象	1/2	1/2
	限度額以上	窓口無料	対象	0	10/10
中学生	限度額未満	窓口無料	対象	0	10/10
	限度額以上	窓口無料	対象	0	10/10

注1 給付方法における窓口無料は、受診の際の医療費に係る自己負担分を医療機関等の窓口で負担することなく助成するもので、償還払は、医療機関等の窓口で、負担した自己負担分を後日助成費として給付されるもの。実費負担については、医療費に係る自己負担分を医療機関等の窓口で負担するもので市の助成はありません。

注2 国の減額調整措置については、自治体が償還払を基本とした制度を窓口無料とすることで受診が促進され、医療費が増加することからその波及増分について、国が国民健康保険制度上の保険給付に対する国庫負担金等を減額する措置で、措置の対象となる場合、津市国民健康保険事業特別会計への国からの歳入が減少し、津市の負担が増加することとなります。
なお、令和5年6月13日に閣議決定されたことも未来戦略方針においては、当該調整措置の廃止の方向性が示されているものの詳細は不明であることから、現段階では、当該措置が存続する前提で算出しています。

【歳出】

医療費助成額	所得制限撤廃	97,345 千円
	窓口無料化	86,879 千円
法定給付（波及増分） ^{注3}		10,755 千円
事務手数料		▲ 12,555 千円
合 計（①）		182,424 千円

【歳入】

国庫負担金等減額調整 ^{注3}	▲ 12,447 千円
合 計（②）	▲ 12,447 千円

増加見込額（＝①－②）	194,871 千円
-------------	------------

注3 国民健康保険事業特別会計において影響を及ぼすもの。

※1 令和5年度については、拡充に伴う電算システム改修経費として7,010千円の予算計上が必要です。

※2 令和6年度については、9月事業開始予定であり、その影響額は上記試算額の6／12か月分と見込んでいます。

2 妊産婦医療費の助成の拡充

現 状			拡 充 後		
【事業内容】 所得制限の限度額以上の場合を除き、妊娠5か月以上出産翌月末日までの妊産婦を対象に、本人負担額（1,500円）を控除した医療費を助成					
所得制限の限度額別の対象者 妊産婦	給付方法	財源の割合			
		県	市		
		限度額未満	上限1,500円を控除し償還払	0	10/10
限度額以上	窓口で全額自己負担	0	0		
【令和5年度当初予算をベースに事業を拡充した場合の年間の影響額（増加見込額）】					
【歳出】			今回の拡充分		
医療費助成額	所得制限撤廃		6,804千円		
	本人負担額		12,222千円		
	窓口無料化		8,920千円		
法定給付（波及増分） ^{注1}			2,723千円		
事務手数料			1,795千円		
妊産婦健康診査費 ^{注2}			▲ 3,780千円		
合 計 ①			28,684千円		
【歳入】					
国庫負担金等減額調整 ^{注1}			▲ 3,152千円		
合 計 ②			▲ 3,152千円		
増加見込額（＝①－②）			31,836千円		
注1 国民健康保険事業特別会計において影響を及ぼすもの。 注2 妊産婦医療費の助成の受給申請の際に1回限り支給していた妊産婦健康診査費に係る助成（2,500円）については、当該診査への支援が拡充されてきたことなどから今回の助成拡大を機に廃止します。					
※1 令和5年度については、拡充に伴う電算システム改修経費として6,474千円の予算計上が必要です。					
※2 令和6年度については、9月事業開始予定であり、その影響額は上記試算額の6/12か月分と見込んでいます。					

3 妊婦無料歯科健康診査の開始

【事業内容】

妊娠期間中の歯科健康診査の受診料を1回まで無料

【新たに当該事業を実施した場合の年間の事業費見込】

対象者見込数	事業費（増加見込額）	財源の割合	
		県	市
1,576人	5,249千円	0	10/10

※ 令和6年度については、9月事業開始予定であり、対象者数を1,646人（令和6年3月末日までに妊娠届出書を提出し、事業開始日時点で妊婦の者70人を含む）、事業費を5,492千円と見込んでいます。

なお、4月以降に妊娠届出書を提出された方に対し、口頭で当該事業を案内するとともに8月には改めて対象者に案内通知を郵送する予定です。

4 1か月児無料健康診査の開始

【事業内容】

生後1か月から2か月未満までの乳児に対し健康診査の受診料を1回まで無料

【新たに当該事業を実施した場合の年間の事業費見込】

対象者見込数	事業費（増加見込額）	財源の割合	
		県	市
1,714人	7,390千円	0	10/10

※ 令和5年度については、令和6年1月事業開始予定であり、対象者数を294人、事業費を1,239千円と見込んでいます。

スケジュール（予定）

区 分	令和5年度					令和6年度				
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
こどもの医療費 の助成の拡充	○第4回津市議会定例会へ 議案を提出 ・補正予算にシステム改修 業務委託料を計上			○第1回津市議会定例会へ 議案を提出 ・津市福祉医療費等の助成 に関する条例の一部改正 ・当初予算に事業費を計上	○津市議会定例会へ	○申請受付開始			○資格証発送	○拡充開始
妊産婦医療費 の助成の拡充	○第4回津市議会定例会へ 議案を提出 ・補正予算にシステム改修 業務委託料を計上			○第1回津市議会定例会へ 議案を提出 ・津市福祉医療費等の助成 に関する条例の一部改正 ・当初予算に事業費を計上	○津市議会定例会へ	○申請受付開始			○資格証発送	○拡充開始
妊婦無料歯科 健康診査				○第1回津市議会定例会へ 議案を提出 ・当初予算に事業費を計上	○津市議会定例会へ					○事業開始
1か月児無料 健康診査	○第4回津市議会定例会へ 議案を提出 ・補正予算に事業費を計上 ○事業開始									
(仮称) 津市こども基金				○第1回津市議会定例会へ 議案を提出 ・（仮称）津市こども基金条例の 制定 ・補正予算に基金の積立てを計上 ・当初予算に基金の取崩しを計上	○津市議会定例会へ					